

児童相談所設置自治体事務について

1 概要

令和5年10月1日に葛飾区児童相談所が開設されたことに伴い、児童相談所を設置する自治体が担う事務として、2に掲げる事務が、同年10月1日に東京都から葛飾区に移管された。

2 児童相談所設置自治体事務について

(1) 児童福祉審議会に関する事務（子ども・子育て計画担当課）

児童、妊産婦、知的障害者、ひとり親家庭の福祉、母子保健に関する事項を調査・審議し、意見を述べる。また区長の諮問に答え、関係行政機関に意見を具申する。

(2) 里親に関する事務（児童相談課）

里親の認定・登録及び関連する研修、里親制度の普及啓発等を行う。

(3) 児童委員に関する事務（福祉管理課）

児童委員の指揮監督及び研修を行う。

(4) 指定療育機関に関する事務（保健予防課）

結核にかかっている児童の療育の給付及び指定療育機関の指定等を行う。

(5) 小児慢性特定疾病の医療費の支給に関する事務（保健予防課）

小児慢性特定疾病医療費の支給及び指定小児慢性特定疾病医療機関の指定等を行う。

(6) 障害児入所給付費等に関する事務（障害福祉課）

障害児入所給付費、高額障害児入所給付費及び特定入所障害児食費並びに障害児入所医療費の支給を行う。

(7) 児童自立生活援助事業に関する事務（児童相談課）

児童自立生活援助事業の届出、検査、制限又は停止を行う。自立援助ホーム入居申込み及び児童の委託を行う。

(8) 児童福祉施設に関する事務（子育て施設支援課等）

児童福祉施設の設置認可、変更・廃止等の届出受理、停止又は閉鎖、認可の取消し、指導検査を行う。

(9) 認可外保育施設に関する事務（子育て施設支援課）

認可外保育施設の設置・変更・廃止等の届出受理、停止又は閉鎖、立入調査を行う。

(10) 小規模住居型児童養育事業に関する事務（児童相談課）

小規模住居型児童養育事業の届出、検査、制限又は停止を行う。

(11) 障害児通所支援事業に関する事務（障害福祉課）

障害児通所支援事業等の届出、検査、制限又は停止を行う。

(12) 一時預かり事業・病児保育事業に関する事務（子育て施設支援課）

一時預かり事業・病児保育事業の開始・変更・廃止等の届出受理、制限又は停止、指導検査を行う。

- (13) 特別児童扶養手当に係る判定に関する事務（子育て応援課・児童相談課）
特別児童扶養手当を申請するにあたり、必要な知的障害の証明書を作成する。
- (14) 愛の手帳に係る判定に関する事務（児童相談課）
18歳未満の対象者への愛の手帳の交付にあたり、知的障害の有無や程度について判定し、東京都知事へ進達する。
- (15) 障害福祉サービス等情報公表に関する事務（障害福祉課）
指定障害児通所支援事業者及び指定障害児相談支援事業者並びに指定障害児入所施設の情報公表を行う。
- (16) 民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに関する事務（児童相談課）
民間あっせん機関による養子縁組あっせん事業の許可、指導、助言、検査、制限及び停止並びに制度周知を行う。

3 児童福祉審議会について

(1) 審議会

委員長及び副委員長の選任、部会の設置、部会の調査審議事項の報告等を行う。

10月18日に、令和5年度第1回葛飾区児童福祉審議会を開催した。

(2) 部会

ア 里親認定部会（常設）

(ア) 里親の認定の適否について諮問を受け、答申を行うこと。

(イ) 里親の登録の更新・継続にあたり、更新・継続が不相当と認められるもの又は適否の確認を要するものについて諮問を受け、答申を行うこと。

(ウ) 里親の登録の更新を行ったときの報告を受けること。

イ 権利擁護部会（常設）

(ア) 子どもの意見表明について報告を受け、関係機関に意見具申を行うこと。

(イ) 児童相談所の措置等について諮問を受け、答申を行うこと。

(ウ) 被措置児童等虐待に係る措置について報告を受けること。

ウ 児童福祉施設部会（常設）

(ア) 保育所の設置の認可又は家庭的保育事業等の認可について諮問を受け、答申を行うこと。

(イ) 幼保連携型認定こども園の設置・廃止等の認可、事業停止命令、施設閉鎖命令又は認可の取消しについて諮問を受け、答申を行うこと。

(ウ) 児童福祉施設に対する事業停止命令について諮問を受け、答申を行うこと。

(エ) 認可外保育施設に対する事業停止命令又は施設閉鎖命令について諮問を受け、答申を行うこと。

エ その他の事項に関する部会（臨時）

児童虐待死亡事例等の事案検証を行う等、必要に応じて開催する。